

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第98期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社西日本シティ銀行

【英訳名】 THE NISHI-NIPPON CITY BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 勇 夫

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

【電話番号】 092(476)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 光 富 彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号
株式会社西日本シティ銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3563)3330

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 泉 和 文

【縦覧に供する場所】 株式会社西日本シティ銀行 大分支店
(大分市府内町三丁目1番7号)
株式会社西日本シティ銀行 東京支店
(東京都中央区京橋一丁目11番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	104,736	90,646	92,513	200,230	179,790
うち連結信託報酬	百万円	4	5	5	9	10
連結経常利益	百万円	14,401	25,212	19,131	31,888	46,820
連結中間純利益	百万円	4,691	14,632	6,831	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	12,899	25,330
連結純資産額	百万円	251,464	309,760	309,704	262,297	320,738
連結総資産額	百万円	6,758,530	6,915,128	6,967,011	6,935,384	6,952,905
1株当たり純資産額	円	262.11	295.26	312.91	270.94	320.14
1株当たり中間純利益	円	6.77	18.99	8.58	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	17.40	31.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	5.43	16.53	7.91	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	14.79	29.30
自己資本比率	%	—	3.90	4.07	—	4.17
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.64	9.33	9.30	8.79	9.30
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	128,918	97,219	63,963	113,891	95,098
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△83,675	△34,661	△28,264	△182,520	△67,760
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△32,681	△53,539	△16,116	16,779	△39,806
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	311,496	256,116	254,209	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	247,096	234,630
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,351 [2,221]	5,220 [2,034]	4,872 [1,943]	5,122 [2,199]	4,805 [2,007]
信託財産額	百万円	1,686	1,689	1,696	1,690	1,697

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。
- なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第96期中	第97期中	第98期中	第96期	第97期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	96,286	82,821	84,888	183,689	163,728
うち信託報酬	百万円	4	5	5	9	10
経常利益	百万円	13,250	23,409	18,486	30,253	43,134
中間純利益	百万円	4,460	11,477	10,292	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	12,694	22,877
資本金	百万円	59,364	85,745	85,745	63,517	85,745
発行済株式総数	千株	普通株式 692,977 第一回優先株式 70,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000	普通株式 707,498 第一回優先株式 70,000	普通株式 796,732 第一回優先株式 35,000
純資産額	百万円	250,680	266,513	284,937	261,829	287,519
総資産額	百万円	6,481,672	6,559,522	6,626,925	6,581,918	6,614,316
預金残高	百万円	5,736,283	5,628,216	5,770,299	5,693,248	5,699,101
貸出金残高	百万円	4,448,284	4,480,743	4,556,969	4,521,496	4,551,029
有価証券残高	百万円	1,361,563	1,478,988	1,527,841	1,448,868	1,517,802
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00	普通株式 4.00 第一回優先株式 12.00
自己資本比率	%	—	4.06	4.30	—	4.35
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.34	8.96	9.27	8.50	9.25
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,206 [1,746]	4,109 [1,564]	3,939 [1,509]	4,029 [1,727]	3,870 [1,547]
信託財産額	百万円	1,686	1,689	1,696	1,690	1,697
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において優先出資証券の発行を目的として海外特別目的子会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital(Cayman)Limitedを設立し、連結子会社としております。

また、海外特別目的子会社Nishi-Nippon Preferred Capital(Cayman)Limitedは当該会社が発行していた優先出資証券全額を償還し清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

Nishi-Nippon Preferred Capital(Cayman)Limited

(2) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又 は被所 有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited	英国領西 インド諸 島グラン ドケイマ ン	18,000	(その他の業務) 投融資業	100	2	—	金銭貸借	—	—

(注) 上記関係会社は、特定子会社に該当いたします。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	4,284 [1,603]	588 [340]	4,872 [1,943]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,217人を含んでおりません。
2 当行は執行役員制度を導入しておりますが、執行役員9名は従業員数に含めて記載しております。
3 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	3,939 [1,509]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,705人を含んでおりません。
2 当行は、執行役員制度を導入しておりますが、執行役員9名は従業員数に含めて記載しております。
3 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行の従業員組合は西日本シティ銀行職員組合と称し、組合員数は3,370人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(1) 経営の基本方針

当行の目指す姿を表現する「経営理念」と、理念を実現するための「行動憲章」を、次のとおり定めております。

経営理念

西日本シティ銀行は、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する“九州No.1”バンクを目指します。

① お客さまに一番近い

お客さまに一番近い銀行として、誠実に対応し、圧倒的に支持される銀行をめざします。

② 地域に貢献する

健全経営を基本に、地域に貢献し、積極的に社会的責任を果たすことで広く信頼される銀行をめざします。

③ 期待に応える人づくり

あたたかな心とチャレンジ精神を持ち、自由闊達で積極果敢に行動する人づくりに努めます。

行動憲章

① 心がある

私たちは、いつもお客さまの身になって、丁寧に対応し、真摯にご相談に取り組みます。

② 情熱がある

私たちは、いつもお客さまの声に、熱く行動し、チャレンジし、スピーディにお応えします。

③ 夢がある

私たちは、いつもお客さまの期待をこえた、新しく、価値のある提案をお届けします。

当行は、この経営理念のもと、経営の健全性向上に向けて一層充実した取組みを図りつつ、高い収益力をもつ「九州No.1」の地域金融機関を目指すとともに、常に健全な経営活動を展開し、お客さまや地域のニーズに即応した質の高い金融サービスを提供していくことが基本的使命であると考えております。

(2) 目標とする経営指標、中長期的な経営戦略

当行は、経営理念に掲げた『九州No.1バンク』の実現に向けて、4年間(平成17年4月～平成21年3月)を計画期間とする中期経営計画「アクティブNCB」を策定し、本計画に掲げた諸施策に取り組んでおります。

① 目標とする経営指標

「アクティブNCB」において目標とする経営指標としては、中小企業・個人取引の規模を表す計数だけでなく、地域の皆さまにご支持いただくために重要な収益性・効率性を表す計数のほか、企業価値を表す一つの指標として時価総額を掲げております。

目標とする経営指標

項目	経営指標	目標計数等 (平成21年3月期)
1. 顧客基盤の拡大	中小企業等貸出の残高・先数 個人ローンの残高	九州No.1
2. 収益の増加	コア業務純益 経常利益 当期純利益	700億円以上 500億円以上 300億円以上
3. ローコスト化	OHR (経費÷コア業務粗利益)	50%程度
4. 健全性の向上	再生法開示債権比率	4%程度
5. 資本の充実	連結自己資本比率 うちTier I 比率 繰延税金資産比率 (対Tier I、単体ベース)	8%以上 6%以上 10%程度
6. マーケット評価の向上	格付 時価総額	地銀上位水準 九州地銀No.1

(注) 目標とする経営指標につきましては、リスクや不確実性を含んでおります。

実際の業績等は、当行グループを取り巻く経済情勢など様々な要因により、異なる場合があります。

② 基本施策 (アクション・プラン)

中小企業・個人取引を拡大するとともに、この分野での効率性を向上させリスクを巧くマネジメントすることにより、収益性をさらに高めるビジネスモデルを「コア事業モデル」と表現することとし、「コア事業モデル」の確立に向けて、4つの基本施策（営業施策、効率化施策、リスクマネジメント施策、グループ経営施策）に取り組んでまいります。

また、「コア事業モデル」を確立するうえでベースとなるべき企業風土を構築するための施策を、併せて展開いたします。

(経営成績)

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業部門の好調さが個人消費の増加や雇用情勢の改善へと波及しており、本年8月の米国のサブプライムローン問題を発端とした世界的な金融市場の混乱がみられたものの、引続き回復基調を保ちつつ推移いたしました。

金融界におきましては、本年9月に幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備した金融商品取引法が施行されました。また、本年10月には、日本郵政公社が民営化され、持ち株会社の日本郵政株式会社とその傘下の4事業会社（(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、郵便局(株)および郵便事業(株)）の体制に移行しております。

このような金融経済環境のなか、当行グループは経営内容の充実と業績の向上に努めました結果、当中間連結会計期間の損益状況は次のようになりました。

主要勘定の中間連結会計期間末残高につきましては、預金・譲渡性預金は、定期性預金を中心に積極的な預金吸収に努めた結果、前連結会計年度比1,371億円増加し、6兆1,839億円となりました。一方、貸出金は、お客さまの様々な資金ニーズにお応えする一方、不良債権の売却・償却によるオフバランス化を進めた結果、前連結会計年度比32億円減少し、4兆7,924億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度比88億円増加し、1兆5,231億円となりました。なお、総資産は、前連結会計年度比141億円増加し6兆9,670億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金利息や国債等債券売却益の増加を主因として、前中間連結会計期間比18億67百万円増加し、925億13百万円となりました。一方、経常費用は引続き経費削減に努めましたが、預金利息を中心とした資金調達費用が大幅に増加したことなどにより、前中間連結会計期間比79億48百万円増加し、733億82百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比60億81百万円減少し、191億31百万円、中間純利益は前中間連結会計期間比78億1百万円減少し、68億31百万円となりました。

なお、国内基準による連結自己資本比率は9.30%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 銀行業務

当行及び株式会社長崎銀行で構成される銀行業務における経常収益は前中間連結会計期間比22億5百万円増加し、886億86百万円となる一方、経常費用は前中間連結会計期間比106億35百万円増加し、733億44百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比84億29百万円減少し、153億42百万円となりました。

② その他の業務

その他の業務における経常収益は前中間連結会計期間比11億71百万円減少し、90億7百万円となる一方、経常費用は前中間連結会計期間比11億29百万円減少し、75億33百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比41百万円減少し、14億73百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を主因に、前連結会計年度比195億円増加し2,542億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益の計上、預金・譲渡性預金の増加を主因に、前中間連結会計期間比332億円減少したものの、639億円の収入超過となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、債券等を中心とした新規投資が売却・償還を上回ったことにより、前中間連結会計期間比63億円増加したものの、282億円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、優先出資証券の償還による支出が発行による収入を上回ったことのほか、少数株主から株式の取得を行ったことによる支出を計上したことなどにより、前中間連結会計期間比374億円増加したものの、期中で161億円の支出超過となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門577億60百万円、国際業務部門は8億17百万円、合計で585億77百万円と前中間連結会計期間比40億28百万円の減少となりました。

役員取引等収支は、国内業務部門106億73百万円、国際業務部門1億6百万円、合計で107億80百万円と前中間連結会計期間比4億10百万円の減少となりました。

その他業務収支は、5億25百万円と前中間連結会計期間比1億2百万円の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	61,378	1,227	—	62,606
	当中間連結会計期間	57,760	817	—	58,577
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	64,739	4,878	108	69,509
	当中間連結会計期間	67,438	4,488	352	71,575
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,360	3,650	108	6,903
	当中間連結会計期間	9,678	3,671	352	12,997
信託報酬	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
役員取引等収支	前中間連結会計期間	11,074	116	—	11,191
	当中間連結会計期間	10,673	106	—	10,780
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	16,182	164	—	16,346
	当中間連結会計期間	15,602	154	—	15,756
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	5,107	48	—	5,155
	当中間連結会計期間	4,928	47	—	4,976
特定取引収支	前中間連結会計期間	115	—	—	115
	当中間連結会計期間	91	—	—	91
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	115	—	—	115
	当中間連結会計期間	91	—	—	91
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	95	327	—	423
	当中間連結会計期間	491	33	—	525
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	231	327	—	558
	当中間連結会計期間	1,063	735	—	1,799
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	135	—	—	135
	当中間連結会計期間	571	702	—	1,273

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。
- 3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間31百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、国内業務部門の貸出金及び有価証券の増加を主因に前中間連結会計期間比1,216億70百万円増加し、6兆3,573億円となりました。これに係る受取利息は、貸出金利息の増加が寄与し前中間連結会計期間比20億66百万円増加し715億75百万円となり、利回りも前中間連結会計期間比0.02%上昇し2.24%となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金の増加を主因に前中間連結会計期間比749億68百万円増加し、6兆3,203億35百万円となりました。これに係る支払利息も預金利息の増加により、前中間連結会計期間比60億94百万円増加し129億97百万円となり、利回りも前中間連結会計期間比0.19%上昇し0.41%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(192,545) 6,116,714	(108) 64,739	2.11
	当中間連結会計期間	(182,577) 6,238,588	(352) 67,438	2.15
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,658,623	57,058	2.44
	当中間連結会計期間	4,718,254	58,857	2.48
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,154,637	7,318	1.26
	当中間連結会計期間	1,240,436	7,687	1.23
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	55,188	45	0.16
	当中間連結会計期間	51,428	130	0.50
うち預け金	前中間連結会計期間	36,785	79	0.43
	当中間連結会計期間	24,503	81	0.66
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,147,302	3,360	0.10
	当中間連結会計期間	6,223,713	9,678	0.31
うち預金	前中間連結会計期間	5,834,647	2,086	0.07
	当中間連結会計期間	5,937,730	7,942	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	90,193	24	0.05
	当中間連結会計期間	157,270	364	0.46
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	49,293	29	0.11
	当中間連結会計期間	6,073	15	0.52
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	82,712	72	0.17
	当中間連結会計期間	36,956	114	0.61
うち借入金	前中間連結会計期間	33,990	223	1.31
	当中間連結会計期間	24,275	228	1.87

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」は、当行及び連結子会社の円建取引であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間104,150百万円、当中間連結会計期間51,509百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間17,965百万円、当中間連結会計期間20,781百万円)及び利息(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間31百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	311,461	4,878	3.12
	当中間連結会計期間	301,289	4,488	2.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,546	58	1.54
	当中間連結会計期間	6,752	61	1.82
うち有価証券	前中間連結会計期間	269,348	4,631	3.42
	当中間連結会計期間	263,895	4,206	3.17
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	3,832	97	5.09
	当中間連結会計期間	3,717	98	5.28
うち預け金	前中間連結会計期間	29,300	24	0.16
	当中間連結会計期間	25,825	78	0.60
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(192,545) 290,609	(108) 3,650	2.50
	当中間連結会計期間	(182,577) 279,199	(352) 3,671	2.62
うち預金	前中間連結会計期間	6,692	87	2.60
	当中間連結会計期間	5,739	89	3.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	32,405	880	5.42
	当中間連結会計期間	30,845	858	5.54
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	43,862	1,117	5.08
	当中間連結会計期間	44,914	1,195	5.30
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 「国際業務部門」は、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間25百万円、当中間連結会計期間11百万円)を控除して表示しております。
- 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
- 5 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	6,428,175	192,545	6,235,629	69,617	108	69,509	2.22
	当中間連結会計期間	6,539,877	182,577	6,357,300	71,927	352	71,575	2.24
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,666,169	—	4,666,169	57,117	—	57,117	2.44
	当中間連結会計期間	4,725,007	—	4,725,007	58,919	—	58,919	2.48
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,423,985	—	1,423,985	11,949	—	11,949	1.67
	当中間連結会計期間	1,504,331	—	1,504,331	11,893	—	11,893	1.57
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	59,021	—	59,021	143	—	143	0.48
	当中間連結会計期間	55,146	—	55,146	229	—	229	0.82
うち預け金	前中間連結会計期間	66,085	—	66,085	104	—	104	0.31
	当中間連結会計期間	50,328	—	50,328	160	—	160	0.63
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,437,912	192,545	6,245,366	7,011	108	6,903	0.22
	当中間連結会計期間	6,502,912	182,577	6,320,335	13,349	352	12,997	0.41
うち預金	前中間連結会計期間	5,841,340	—	5,841,340	2,173	—	2,173	0.07
	当中間連結会計期間	5,943,469	—	5,943,469	8,032	—	8,032	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	90,193	—	90,193	24	—	24	0.05
	当中間連結会計期間	157,270	—	157,270	364	—	364	0.46
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	81,699	—	81,699	910	—	910	2.22
	当中間連結会計期間	36,919	—	36,919	874	—	874	4.72
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	126,574	—	126,574	1,190	—	1,190	1.87
	当中間連結会計期間	81,870	—	81,870	1,309	—	1,309	3.19
うち借入金	前中間連結会計期間	33,990	—	33,990	223	—	223	1.31
	当中間連結会計期間	24,275	—	24,275	228	—	228	1.87

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間104,175百万円、当中間連結会計期間51,521百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間17,965百万円、当中間連結会計期間20,781百万円)及び利息(前中間連結会計期間9百万円、当中間連結会計期間31百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

2 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息をそれぞれ記載しております。

[次へ](#)

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、国内業務部門156億2百万円、国際業務部門1億54百万円、合計で157億56百万円と前中間連結会計期間比5億90百万円減少しました。また、役務取引等費用は国内業務部門49億28百万円、国際業務部門47百万円、合計で49億76百万円と前中間連結会計期間比1億79百万円の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	16,182	164	16,346
	当中間連結会計期間	15,602	154	15,756
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	4,791	—	4,791
	当中間連結会計期間	4,996	—	4,996
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,253	135	5,388
	当中間連結会計期間	5,045	129	5,174
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	7	—	7
	当中間連結会計期間	9	—	9
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,420	—	2,420
	当中間連結会計期間	2,514	—	2,514
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,920	—	1,920
	当中間連結会計期間	1,623	—	1,623
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	152	—	152
	当中間連結会計期間	148	—	148
うち保証業務	前中間連結会計期間	896	28	924
	当中間連結会計期間	873	25	898
役務取引等費用	前中間連結会計期間	5,107	48	5,155
	当中間連結会計期間	4,928	47	4,976
うち為替業務	前中間連結会計期間	996	18	1,014
	当中間連結会計期間	965	15	981

(注) 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

[次へ](#)

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引損益は、前中間連結会計期間比23百万円減少し、91百万円の利益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	115	—	115
	当中間連結会計期間	91	—	91
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	115	—	115
	当中間連結会計期間	91	—	91
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間の特定取引資産は、前中間連結会計期間比67百万円減少し、11億31百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	1,198	—	1,198
	当中間連結会計期間	1,131	—	1,131
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,198	—	1,198
	当中間連結会計期間	1,131	—	1,131
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5,865,840	5,850	5,871,690
	当中間連結会計期間	6,022,151	5,380	6,027,531
うち流動性預金	前中間連結会計期間	3,028,800	—	3,028,800
	当中間連結会計期間	3,040,967	—	3,040,967
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,791,474	—	2,791,474
	当中間連結会計期間	2,910,322	—	2,910,322
うちその他	前中間連結会計期間	45,564	5,850	51,415
	当中間連結会計期間	70,862	5,380	76,242
譲渡性預金	前中間連結会計期間	100,740	—	100,740
	当中間連結会計期間	156,375	—	156,375
総合計	前中間連結会計期間	5,966,580	5,850	5,972,430
	当中間連結会計期間	6,178,527	5,380	6,183,907

(注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

[前へ](#)

[次へ](#)

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,728,673	100.00	4,792,469	100.00
製造業	294,878	6.24	303,183	6.33
農業	3,174	0.07	2,904	0.06
林業	132	0.00	190	0.00
漁業	2,979	0.06	2,647	0.05
鉱業	4,629	0.10	5,235	0.11
建設業	272,680	5.77	284,092	5.93
電気・ガス・熱供給・水道業	46,187	0.98	46,355	0.97
情報通信業	15,386	0.32	20,888	0.43
運輸業	134,040	2.83	134,537	2.81
卸売・小売業	590,607	12.49	576,148	12.02
金融・保険業	151,390	3.20	148,973	3.11
不動産業	900,952	19.05	976,146	20.37
各種サービス業	837,281	17.71	781,569	16.31
地方公共団体	137,892	2.92	160,423	3.35
その他	1,336,458	28.26	1,349,174	28.15
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,728,673	—	4,792,469	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	612,208	—	612,208
	当中間連結会計期間	553,421	—	553,421
地方債	前中間連結会計期間	47,344	—	47,344
	当中間連結会計期間	72,851	—	72,851
社債	前中間連結会計期間	344,763	—	344,763
	当中間連結会計期間	436,024	—	436,024
株式	前中間連結会計期間	155,841	—	155,841
	当中間連結会計期間	150,544	—	150,544
その他の証券	前中間連結会計期間	52,655	264,395	317,050
	当中間連結会計期間	58,092	252,244	310,337
合計	前中間連結会計期間	1,212,814	264,395	1,477,209
	当中間連結会計期間	1,270,935	252,244	1,523,180

- (注) 1 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

○ 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
動産不動産	1,539	91.12	—	—
有形固定資産	—	—	1,539	90.73
銀行勘定貸	6	0.37	4	0.28
現金預け金	143	8.51	152	8.99
合計	1,689	100.00	1,696	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1,689	100.00	1,696	100.00
合計	1,689	100.00	1,696	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末 一百万円、当中間連結会計期間末 一百万円

2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	65,612	61,782	△3,830
うち信託報酬	5	5	0
経費(除く臨時処理分)	38,167	36,912	△1,254
人件費	17,415	16,394	△1,021
物件費	18,252	18,272	20
税金	2,499	2,246	△253
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	27,445	24,869	△2,576
一般貸倒引当金繰入額	△4,442	△1,247	3,194
業務純益	31,887	26,116	△5,770
うち債券関係損益	71	132	60
臨時損益	△8,477	△7,629	847
株式関係損益	1,716	572	△1,144
不良債権処理損失	8,981	6,046	△2,934
貸出金償却	2,873	2,832	△40
個別貸倒引当金繰入額	5,904	3,207	△2,696
その他の債権売却損等	203	6	△197
その他臨時損益	△1,213	△2,155	△941
経常利益	23,409	18,486	△4,922
特別損益	△3,008	△249	2,759
うち固定資産処分損益	△325	△351	△26
税引前中間純利益	20,401	18,237	△2,163
法人税、住民税及び事業税	50	49	△0
法人税等調整額	8,873	7,895	△978
中間純利益	11,477	10,292	△1,184

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+信託報酬+役員取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

[前へ](#)

[次へ](#)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.03	2.07	0.04
(イ)貸出金利回	2.36	2.42	0.06
(ロ)有価証券利回	1.19	1.16	△0.03
(2) 資金調達原価 ②	1.36	1.51	0.15
(イ)預金等利回	0.06	0.26	0.20
(ロ)外部負債利回	0.40	1.50	1.10
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.67	0.56	△0.11

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	25.86	19.74	△6.12
業務純益ベース	30.04	20.73	△9.31
中間純利益ベース	10.81	8.17	△2.64

(注)
$$ROE = \frac{(\text{業務純益 (又は中間純利益)} - \text{優先株式配当金総額}) \times 365 \div 183}{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価格}) + (\text{中間期末株主資本} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価格})} \div 2 \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	5,628,216	5,770,299	142,082
預金(平残)	5,600,663	5,694,899	94,236
貸出金(未残)	4,480,743	4,556,969	76,226
貸出金(平残)	4,424,868	4,489,086	64,217

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	4,005,599	4,141,330	135,730
法人	1,622,616	1,628,968	6,351
合計	5,628,216	5,770,299	142,082

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,577,673	1,677,327	99,653
住宅ローン残高	1,429,246	1,547,447	118,201
その他ローン残高	148,427	129,880	△18,547

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,802,235	3,868,081	65,846
総貸出金残高	② 百万円	4,480,743	4,556,969	76,226
中小企業等貸出金比率	①/② %	84.85	84.88	0.03
中小企業等貸出先件数	③ 件	430,306	405,275	△25,031
総貸出先件数	④ 件	430,868	405,814	△25,054
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.86	99.86	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	494	3,179	423	2,580
保証	12,543	107,916	11,114	75,147
計	13,037	111,095	11,537	77,727

[前へ](#)

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	90,301	90,301
	利益剰余金	48,340	63,182
	自己株式(△)	479	587
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△0	△0
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	39,621	25,611
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	20,800	17,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	905	570
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	3,687
	計 (A)	262,623	259,995
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	17,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	24,209	23,342
	一般貸倒引当金	45,273	44,261
	負債性資本調達手段等	83,100	102,500
	うち永久劣後債務(注2)	15,000	15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	68,100	87,500
	計	152,582	170,104
	うち自己資本への算入額 (B)	133,613	153,343
控除項目	控除項目(注4) (C)	3,555	4,124
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	392,681	409,213

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,093,632	4,032,403
	オフ・バランス取引等項目	115,107	80,013
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	4,112,417
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F)	—	287,610

	((G) / 8%)		
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	23,008
	計(E) + (F) (注5) (H)	4,208,740	4,400,027
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.33	9.30
(参考)Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		—	5.90

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,745	85,745
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	85,684	85,684
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	6	61
	その他利益剰余金	51,066	70,226
	その他	20,799	16,999
	自己株式(△)	479	587
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産 相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	3,153
	計 (A)	242,821	254,977
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	17,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	23,962	23,096
	一般貸倒引当金	32,869	30,027
	負債性資本調達手段等	83,100	102,500
	うち永久劣後債務(注2)	15,000	15,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	68,100	87,500
	計	139,932	155,624
	うち自己資本への算入額 (B)	132,309	151,923
控除項目	控除項目(注4) (C)	13,033	16,091
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	362,098	390,809
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,931,083	3,881,654
	オフ・バランス取引等項目	108,439	78,154
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	3,959,809
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	—	252,492
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	20,199
	計(E)+(F) (注5) (H)	4,039,523	4,212,301
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		8.96	9.27
(参考)Tier 1 比率 = A/H×100(%)		—	6.05

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(※)連結自己資本比率(国内基準)および単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております
 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めなし(永久) ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
発行総額	170億円(一口当り発行価額1,000万円)
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当(但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。)
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日(初回の配当支払日は平成20年1月15日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (i) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書(注1)を交付した場合 (ii) 当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 (iii) 当該配当支払日が清算期間(注2)中に到来する場合 (iv) 当該配当支払日が監督期間(注3)中に到来する場合 (v) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該営業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。(但し、中間配当については考慮しない。)
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 (i) 発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当(中間配当(もしあれば)を除く。)の金額 (b) 同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 (ii) 発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は当該営業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当り1,000万円

(注) 1 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x) 当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は (y) 金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく当行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i) 金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書、又は (ii) 同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

[前へ](#)

[次へ](#)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	354	317
危険債権	1,099	921
要管理債権	858	674
正常債権	43,665	44,714

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

金融機関におきましては、各金融機関の拡大戦略や本年10月の郵政民営化によるゆうちょ銀行等の発足など、競争環境は激しさを増すなかで、経営の健全性を維持しつつ収益性を高め、信頼性の高い経営基盤を構築していくことを求められております。このような経営環境のなか、当行は、引き続き効率性と健全性の向上に取組み、財務体質の改善を進める一方、プラスのシナジー効果を発揮すべく、営業を重視した積極的な経営を加速させ競争力・収益力を高めるための具体的施策を展開しております。

今後につきましても、一段の経営の合理化と競争力・収益力の強化に努めるとともに、円滑な資金供給や質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーから高く評価される地域金融機関を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月日
当行	—	甘木支店	福岡県朝倉市	店舗(建替)	1,258	1,102	平成19年6月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
優先株式	300,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	796,732,552	同 左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	(注) 1
第一回優先株式	35,000,000	同 左	—	(注) 2
計	831,732,552	同 左	—	—

(注) 1 当行の発行している普通株式は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

期末配当を行う時は、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき12円の金銭による剰余金の配当を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主または本優先質権者に対して配当する金銭の剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主または本優先質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき6円の金銭による剰余金の配当を行う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先質権者に対し、普通株主または普通質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。

本優先株主または本優先質権者に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまで議決権を有するものとする。

(5) 本優先株式の併合または分割、新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。

本優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

また本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 本優先株式の取得

いつでも法令の定めるところに従って本優先株主との合意により本優先株式を有償で取得することができ、法令の定めるところに従ってこれを消却することができる。

(7) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成19年1月31日から平成24年3月31日までとする。

② 取得と引換えに交付する普通株式の数またはその算定方法

イ 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付する当行の普通株式数は、以下のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得請求のために提出した本優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{取得価額}}$$

ロ 当初取得価額

当初取得価額は、1株につき516円00銭とする。

ハ 取得価額の修正

取得価額は、平成20年1月31日以降平成24年1月31日までの毎年1月31日(以下それぞれ「取得価額修正日」という)に、当該取得価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。「取得価額修正日現在の時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に、下記ニに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価はニに準じて調整される。

ニ 取得価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という)により調整する。ただし、取得価額調整式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規交付する普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規交付する普通株式数}}$$

取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日または受渡期日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降にこれを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- (c) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合
調整後取得価額は、その証券の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行されるすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株引受権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その払込日の翌日以降またはその基準日の翌日以降にこれを適用する。
- (d) 当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当行の普通株式が交付されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、当該価額決定日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、残存するすべての証券の取得もしくは取得の請求がなされまたは新株予約権が行使され、当行の普通株式が新たに交付されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降またはその基準日の翌日以降に、これを適用する。
- (ロ) 上記ニ(イ)に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本金の額の減少または普通株式の併合により取得価額(下限取得価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する取得価額に変更される。
- (ハ) 取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、上記ニ(イ)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値がない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記ニ(イ)または(ロ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記ニ(イ)または(ロ)に準じて調整される。
- (ニ) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその基準日の、また、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数(自己株式を除く)とする。
- (ホ) 取得価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記ニ(イ)(a)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記ニ(イ)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、(C)上記ニ(イ)(c)の時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または上記ニ(イ)(c)の時価を下回る価額をもって普通株式を交付することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、(D)上記ニ(イ)(d)の決定された取得価額または新株予約権の行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が新たに発行されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第2位を四捨五入)を前述(C)及び(D)の行使価額に加算するものとする。

(8) 一斉取得

平成24年3月31日までに優先株式の取得請求がなかった本優先株式については、平成24年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、その全部を取得する。当行は、当該取得と引換えに、本優先株式1株あたり、本優先株式1株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を、本優先株主に交付する。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が357円を下回るときは、本優先株式1株の払込金額相当額を357円で除して得られる数の普通株式を交付する。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを処理する。

(9) 配当金の除斥期間

優先配当金および優先中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当行はその支払義務を免れるものとする。

未払の優先配当金及び優先中間配当金に対しては利息を付さない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	普通株式 796,732 優先株式 35,000	—	85,745,578	—	85,684,054

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	81,408	10.21
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	55,142	6.92
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	30,232	3.79
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,477	2.57
富士火災海上保険株式会社	大阪府中央区南船場一丁目18番11号	18,746	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	14,099	1.76
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	13,507	1.69
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町二丁目2番1号	11,000	1.38
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	10,945	1.37
三井リース事業株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	10,089	1.26
計	—	265,646	33.34

(注) 1 平成19年7月31日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が平成19年8月14日付で、J Pモルガン信託銀行株式会社およびその共同保有者から提出されておりますが、当行としては平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
J Pモルガン信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	75,285	9.05
J Pモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,740	0.21
ハイブリッジ・キャピタル・ マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート9	4,004	0.48
計	—	81,029	9.74

2 平成18年11月27日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成18年11月29日付で株式会社りそな銀行およびその共同保有者から提出されております。当該変更報告書の共同保有者のうち、株式会社りそな銀行および株式会社整理回収機構の保有株式数の内訳は当行の株主名簿上の記載内容と一致しておりますが、りそな信託銀行株式会社および預金保険機構につきましては、当行として平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容(除く株式会社りそな銀行および株式会社整理回収機構保有分)は以下のとおりであります

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	9,899	1.19
預金保険機構	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	39,881	4.79
計	—	49,780	5.98

3 平成19年2月28日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書の変更報告書が、平成19年3月6日付で銀行等保有株式取得機構から提出されておりますが、当行として平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	53,248	6.40
計	—	53,248	6.40

② 第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	35,000	100.00
計	—	35,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 35,000,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,194,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 790,039,000	790,039	—
単元未満株式	普通株式 5,499,552	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	831,732,552	—	—
総株主の議決権	—	790,039	—

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。
2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、112,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が112個含まれております。
3 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式511株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前 三丁目1番1号	1,194,000	—	1,194,000	0.14
計	—	1,194,000	—	1,194,000	0.14

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	550	556	493	468	400	365
最低(円)	496	483	441	386	308	295

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	318,409	4.60	304,415	4.37	288,195	4.15
コールローン及び買入手形		5,111	0.07	6,078	0.09	4,250	0.06
買入金銭債権		34,342	0.50	35,157	0.50	37,817	0.54
特定取引資産		1,198	0.02	1,131	0.02	1,252	0.02
金銭の信託		15,624	0.23	17,070	0.24	19,725	0.28
有価証券	※1, 7, 14	1,477,209	21.36	1,523,180	21.86	1,514,353	21.78
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 8	4,728,673	68.38	4,792,469	68.79	4,795,703	68.97
外国為替	※6	1,566	0.02	1,521	0.02	1,292	0.02
その他資産	※7	35,118	0.51	40,151	0.58	37,024	0.53
有形固定資産	※9, 10, 11	123,391	1.78	122,752	1.76	122,141	1.76
無形固定資産		4,699	0.07	4,210	0.06	4,688	0.07
繰延税金資産		81,546	1.18	63,837	0.92	66,453	0.96
支払承諾見返	※14	172,047	2.49	126,217	1.81	134,492	1.93
貸倒引当金		△83,175	△1.20	△69,851	△1.00	△73,803	△1.06
投資損失引当金		△634	△0.01	△1,329	△0.02	△680	△0.01
資産の部合計		6,915,128	100.00	6,967,011	100.00	6,952,905	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	5,871,690	84.91	6,027,531	86.52	5,944,724	85.50
譲渡性預金		100,740	1.46	156,375	2.25	102,023	1.47
コールマネー及び売渡手形		59,191	0.86	28,111	0.40	34,391	0.49
債券貸借取引受入担保金	※7	168,038	2.43	115,681	1.66	185,367	2.67
借入金	※7,12	77,028	1.11	22,415	0.32	52,734	0.76
外国為替		86	0.00	172	0.00	87	0.00
社債	※13	72,000	1.04	97,000	1.39	97,000	1.40
信託勘定借		6	0.00	4	0.00	5	0.00
その他負債	※7	46,534	0.67	46,486	0.67	43,827	0.63
退職給付引当金		14,151	0.21	12,691	0.18	13,251	0.19
役員退職慰労引当金		—	—	878	0.01	1,034	0.02
時効預金払戻損失引当金		—	—	664	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※9	23,854	0.34	23,076	0.33	23,226	0.33
支払承諾	※14	172,047	2.49	126,217	1.81	134,492	1.93
負債の部合計		6,605,368	95.52	6,657,307	95.55	6,632,166	95.39
(純資産の部)							
資本金		85,745	1.24	85,745	1.23	85,745	1.23
資本剰余金		90,301	1.31	90,301	1.30	90,301	1.30
利益剰余金		48,340	0.70	63,182	0.91	59,733	0.86
自己株式		△479	△0.01	△587	△0.01	△540	△0.01
株主資本合計		223,907	3.24	238,641	3.43	235,239	3.38
その他有価証券評価差額金		16,206	0.24	16,508	0.24	25,926	0.37
繰延ヘッジ損益		△94	△0.00	△8	△0.00	△43	△0.00
土地再評価差額金	※9	29,944	0.43	28,796	0.41	29,018	0.42
為替換算調整勘定		△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
評価・換算差額等合計		46,055	0.67	45,296	0.65	54,901	0.79
少数株主持分		39,797	0.57	25,766	0.37	30,597	0.44
純資産の部合計		309,760	4.48	309,704	4.45	320,738	4.61
負債及び純資産の部合計		6,915,128	100.00	6,967,011	100.00	6,952,905	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		90,646	100.00	92,513	100.00	179,790	100.00
資金運用収益		69,509		71,575		139,259	
(うち貸出金利息)		(57,117)		(58,919)		(115,001)	
(うち有価証券利息配当金)		(11,949)		(11,893)		(23,310)	
信託報酬		5		5		10	
役務取引等収益		16,346		15,756		32,759	
特定取引収益		115		91		214	
その他業務収益		558		1,799		1,500	
その他経常収益		4,110		3,285		6,046	
経常費用		65,434	72.19	73,382	79.32	132,969	73.96
資金調達費用		6,912		13,029		16,801	
(うち預金利息)		(2,173)		(8,032)		(7,055)	
役務取引等費用		5,155		4,976		10,125	
その他業務費用		135		1,273		2,051	
営業経費		43,288		41,752		84,963	
その他経常費用	※1	9,942		12,351		19,028	
経常利益		25,212	27.81	19,131	20.68	46,820	26.04
特別利益	※2	3,717	4.10	1,406	1.52	7,189	4.00
特別損失	※3,4	3,819	4.21	4,122	4.46	8,366	4.65
税金等調整前 中間(当期)純利益		25,110	27.70	16,415	17.74	45,644	25.39
法人税、住民税及び事業税		245	0.27	259	0.28	626	0.35
法人税等調整額		9,301	10.26	9,223	9.97	18,189	10.12
少数株主利益		930	1.03	101	0.11	1,497	0.83
中間(当期)純利益		14,632	16.14	6,831	7.38	25,330	14.09

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	63,517	103,733	41,073	△425	207,900
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権付社債の転換	22,227	22,172			44,400
剰余金の配当(注)			△3,666		△3,666
中間純利益			14,632		14,632
持分変動に伴う利益剰余金増加			7		7
自己株式の取得				△41,222	△41,222
自己株式の処分		0		4	4
自己株式の消却		△35,605	△5,557	41,162	—
土地再評価差額金の取崩			1,850		1,850
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	22,227	△13,432	7,266	△54	16,006
平成18年9月30日残高(百万円)	85,745	90,301	48,340	△479	223,907

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	22,602	—	31,794	△0	54,396	39,466	301,763
中間連結会計期間中の変動額							
新株予約権付社債の転換							44,400
剰余金の配当(注)							△3,666
中間純利益							14,632
持分変動に伴う利益剰余金増加							7
自己株式の取得							△41,222
自己株式の処分							4
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							1,850
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△6,395	△94	△1,850	0	△8,340	330	△8,010
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△6,395	△94	△1,850	0	△8,340	330	7,996
平成18年9月30日残高(百万円)	16,206	△94	29,944	△0	46,055	39,797	309,760

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	85,745	90,301	59,733	△540	235,239
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△3,602		△3,602
中間純利益			6,831		6,831
自己株式の取得				△54	△54
自己株式の処分			△1	7	6
土地再評価差額金の取崩			221		221
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	3,448	△46	3,402
平成19年9月30日残高(百万円)	85,745	90,301	63,182	△587	238,641

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	25,926	△43	29,018	△0	54,901	30,597	320,738
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)							△3,602
中間純利益							6,831
自己株式の取得							△54
自己株式の処分							6
土地再評価差額金の取崩							221
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△9,418	34	△221	△0	△9,605	△4,831	△14,437
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△9,418	34	△221	△0	△9,605	△4,831	△11,034
平成19年9月30日残高(百万円)	16,508	△8	28,796	△0	45,296	25,766	309,704

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	63,517	103,733	41,073	△425	207,900
連結会計年度中の変動額					
新株予約権付社債の転換	22,227	22,172			44,400
剰余金の配当(注)			△3,666		△3,666
当期純利益			25,330		25,330
持分変動に伴う利益剰余金減少			△222		△222
自己株式の取得				△41,285	△41,285
自己株式の処分		0		7	7
自己株式の消却		△35,605	△5,557	41,162	—
土地再評価差額金の取崩			2,775		2,775
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	22,227	△13,432	18,659	△115	27,339
平成19年3月31日残高(百万円)	85,745	90,301	59,733	△540	235,239

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	22,602	—	31,794	△0	54,396	39,466	301,763
連結会計年度中の変動額							
新株予約権付社債の転換							44,400
剰余金の配当(注)							△3,666
当期純利益							25,330
持分変動に伴う利益剰余金減少							△222
自己株式の取得							△41,285
自己株式の処分							7
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							2,775
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,324	△43	△2,775	0	505	△8,869	△8,363
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	3,324	△43	△2,775	0	505	△8,869	18,975
平成19年3月31日残高(百万円)	25,926	△43	29,018	△0	54,901	30,597	320,738

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		25,110	16,415	45,644
減価償却費		2,458	2,595	5,092
減損損失		3,369	2,874	5,742
のれん償却額		150	179	295
持分法による投資損益(△)		—	△21	0
貸倒引当金の増減(△)額		△7,521	△3,952	△16,893
投資損失引当金の増減(△)額		8	677	65
退職給付引当金の増減(△)額		△902	△560	△1,737
役員退職慰労引当金の 増減(△)額		—	△156	962
時効預金払戻損失引当金の 増減(△)額		—	664	—
資金運用収益		△69,509	△71,575	△139,259
資金調達費用		6,912	13,029	16,801
有価証券関係損益(△)		△825	△68	762
金銭の信託の運用損益(△)		586	57	385
為替差損益(△)		△207	△421	△509
固定資産処分損益(△)		335	466	1,271
特定取引資産の純増(△)減		256	121	201
貸出金の純増(△)減		40,033	3,229	△26,995
預金の純増減(△)		△61,149	82,908	10,847
譲渡性預金の純増減(△)		85,819	54,352	87,102
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		49,796	△25,319	25,503
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		6,630	3,359	15,358
コールローン等の純増(△)減		3,279	764	677
コールマネー等の純増減(△)		△70,399	△5,540	△95,257
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		20,444	△68,897	37,514
外国為替(資産)の純増(△)減		3	△237	291
外国為替(負債)の純増減(△)		△69	85	△68
資金運用による収入		68,298	71,479	137,818
資金調達による支出		△6,523	△10,238	△14,881
その他		1,294	△1,895	△987
小計		97,680	64,373	95,749
法人税等の支払額		△460	△410	△650
営業活動による キャッシュ・フロー		97,219	63,963	95,098

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△158,949	△209,859	△346,883
有価証券の売却による収入		50,826	100,883	141,630
有価証券の償還による収入		71,240	81,580	140,927
金銭の信託の増加による支出		△16,000	△1,274	△4,000
金銭の信託の減少による収入		19,789	3,872	3,888
有形固定資産の取得 による支出		△1,985	△3,647	△5,594
有形固定資産の売却 による収入		420	520	1,863
無形固定資産の取得 による支出		—	△339	—
子会社株式の取得による支出		△4	—	△4
子会社株式の売却による収入		—	—	45
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入		—	—	367
投資活動による キャッシュ・フロー		△34,661	△28,264	△67,760
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		3,000	—	3,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		△4,000	△5,000	△4,000
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の発行による収入		—	—	25,000
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出		△7,300	—	△7,300
少数株主への株式の発行 による収入		—	4,003	1
少数株主からの株式の取得 による支出		—	△7,199	△10,764
優先出資証券の発行 による収入		—	17,000	—
優先出資証券の償還 による支出		—	△20,800	—
配当金支払額		△3,666	△3,602	△3,666
少数株主への配当金支払額		△410	△468	△853
自己株式の取得による支出		△41,222	△54	△41,285
自己株式の売却による収入		4	6	7
子会社による当該会社の 自己株式の処分による収入		54	—	54
財務活動による キャッシュ・フロー		△53,539	△16,116	△39,806
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		1	△2	2
V 現金及び現金同等物の増加額		9,019	19,579	△12,466
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		247,096	234,630	247,096
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		256,116	254,209	234,630

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 12社 会社名 株式会社長崎銀行 西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社 シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社 Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited NCBオフィスサービス株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 九州カード株式会社 株式会社NCB経営情報サービス NCBコンピュータサービス株式会社 西日本信用保証株式会社</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 会社名 株式会社長崎銀行 西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社 シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社 Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited NCBオフィスサービス株式会社 NCBビジネスサービス株式会社 NCBモーゲージサービス株式会社 九州カード株式会社 株式会社NCB経営情報サービス 西日本信用保証株式会社 なお、Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limitedは設立により当中間連結会計期間より連結子会社といたしました。 また、前連結会計年度連結子会社でありましたNishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limitedは清算終了により連結の範囲から除外しておりますが、清算終了時までの損益計算書については連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、前連結会計年度連結子会社でありましたNCBコンピュータサービス株式会社は、システム開発・運用業務のアウトソーシングを目的として株式会社エヌ・ティ・ティ・データに株式譲渡したことにより、同社は連結の範囲から除外され持分法適用関連会社としておりますが、売却時までの損益計算書については連結していません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 同 左</p>	<p>(2) 非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 会社名 1社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB 同社は、前連結会計年度連結子会社でありましたNCBコンピューターサービス株式会社が商号変更したものであります。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 会社名 1社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB 同社は、前連結会計年度連結子会社でありましたNCBコンピューターサービス株式会社が商号変更したものであります。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	同 左	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同 左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(ロ) 同 左	<p>均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	② 無形固定資産 同 左	② 無形固定資産 同 左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 当行の破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は97,843百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,448百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は67,362百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
	—————	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労引当金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金支払に備えるため、内規に基づき算定された当連結会計年度末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、前連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>前中間連結会計期間において同じ基準によった場合、経常利益は73百万円、税金等調整前中間純利益は876百万円それぞれ減少いたします。</p>	<p>「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)(以下、本報告)の公表を契機として、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更により、当連結会計年度発生額151百万円は営業経費へ、過年度分相当額803百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は151百万円、税金等調整前当期純利益は954百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、当該会計処理の変更が当下半期に行われたのは、本報告が当下半期より検討され公表されたことによります。</p> <p>従って、当中間連結会計期間は従来の方法によっておりましたが、当中間連結会計期間においても同じ基準によった場合、当中間連結会計期間の経常利益は73百万円、税金等調整前中間純利益は876百万円それぞれ減少いたします。</p>
	<p>—————</p>	<p>(9) 時効預金払戻損失引当金</p> <p>時効預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>—————</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、利益計上した時効預金については、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)(以下、本報告)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から本報告を適用し、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を時効預金払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益は7百万円増加し、税金等調整前中間純利益は664百万円減少しております。</p>	
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバード取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社はうち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の連結子会社はヘッジ会計を行っておりません。	(ハ)内部取引等 同 左	(ハ)内部取引等 同 左
	(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同 左	(13)消費税等の会計処理 同 左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は270,057百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は290,184百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金323百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は20,030百万円、延滞債権額は167,091百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は322百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は90,568百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は278,013百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金273百万円及び関連会社の株式288百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は15,487百万円、延滞債権額は131,819百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71,961百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は219,283百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金273百万円及び関連会社の株式268百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は16,922百万円、延滞債権額は140,735百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は42百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は81,021百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は238,723百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、72,190百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 96百万円 有価証券 408,106百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,081百万円 債券貸借取引受入担保金 168,038百万円 借入金 2,600百万円 その他負債 199百万円 なお、有価証券のうち97,309百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、当中間連結会計期間末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金4百万円、有価証券148,861百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,952百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,460,418百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,448,168百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,499百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 56百万円 有価証券 278,223百万円 担保資産に対応する債務 預金 12,707百万円 債券貸借取引受入担保金 115,681百万円 借入金 6,875百万円 その他負債 60百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券139,354百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,409百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,572,068百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,557,386百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、74,395百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 108百万円 有価証券 331,706百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,539百万円 債券貸借取引受入担保金 185,367百万円 借入金 3,000百万円 その他負債 199百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券128,117百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,683百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,536,782百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,526,730百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 73,902百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,728百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 71,699百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,504百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 34,747百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 72,787百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 8,515百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債57,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債82,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は19,512百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ21,904百万円減少します。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債82,000百万円、永久劣後特約付社債15,000百万円であります。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は21,026百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ21,026百万円減少しております。</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																		
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却5,064百万円、貸倒引当金繰入額1,775百万円及び株式等償却1,364百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益3,692百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失には、減損損失3,369百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、当行及び銀行連結子会社は以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)福岡県内</p> <p>①主な用途</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗</td> <td>17カ所</td> </tr> </table> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>170百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>10百万円)</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,558百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>1,340百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>218百万円)</td> </tr> </table> <p>(ロ)福岡県外</p> <p>①主な用途</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗</td> <td>3カ所</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗</td> <td>1カ所</td> </tr> </table> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>80百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>67百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>12百万円)</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,545百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>1,525百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>20百万円)</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>(建物)</td> <td>3百万円)</td> </tr> </table>	遊休資産等	1カ所	廃止予定店舗	17カ所	遊休資産等	180百万円	(うち土地)	170百万円)	(うち建物)	10百万円)	廃止予定店舗			1,558百万円	(うち土地)	1,340百万円)	(うち建物)	218百万円)	遊休資産等	1カ所	廃止予定店舗	3カ所	営業用店舗	1カ所	遊休資産等	80百万円	(うち土地)	67百万円)	(うち建物)	12百万円)	廃止予定店舗			1,545百万円	(うち土地)	1,525百万円)	(うち建物)	20百万円)	営業用店舗	3百万円	(建物)	3百万円)	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却4,381百万円、貸出債権等を売却したことによる損失3,082百万円、貸倒引当金繰入額1,921百万円及び株式等償却1,210百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益1,385百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失には、減損損失2,874百万円及び時効預金払戻損失引当金の計上に伴う過年度負担額671百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)福岡県外</p> <p>①主な用途</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗</td> <td>1カ所</td> </tr> </table> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>4百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>2百万円)</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗</td> <td>170百万円</td> </tr> <tr> <td>(土地)</td> <td>170百万円)</td> </tr> </table> <p>(ロ)その他</p> <p>①主な用途</p> <p>のれん</p> <p>②種類</p> <p>連結子会社ののれん</p> <p>③減損損失額 2,697百万円</p> <p>上記の資産のうち、有形固定資産については、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(177百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連結子会社の自己株式取得に伴い発生したものを、回収可能性を考慮し、のれん全額を減損損失(2,697百万円)として特別損失に計上しております。</p>	遊休資産	1カ所	営業用店舗	1カ所	遊休資産	7百万円	(うち土地)	4百万円)	(うち建物)	2百万円)	営業用店舗	170百万円	(土地)	170百万円)	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却14,104百万円及び株式等償却1,592百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益6,029百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失には、減損損失5,742百万円及び役員退職慰労引当金の計上に伴う過年度負担額803百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)福岡県内</p> <p>①主な用途</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗等</td> <td>17カ所</td> </tr> </table> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>184百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>173百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>10百万円)</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,558百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>1,340百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>218百万円)</td> </tr> </table> <p>(ロ)福岡県外</p> <p>①主な用途</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>3カ所</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗等</td> <td>4カ所</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗</td> <td>1カ所</td> </tr> </table> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <table border="0"> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>383百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>365百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>18百万円)</td> </tr> <tr> <td>廃止予定店舗等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,648百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち土地)</td> <td>1,610百万円)</td> </tr> <tr> <td>(うち建物)</td> <td>37百万円)</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>(建物)</td> <td>3百万円)</td> </tr> </table>	遊休資産等	2カ所	廃止予定店舗等	17カ所	遊休資産等	184百万円	(うち土地)	173百万円)	(うち建物)	10百万円)	廃止予定店舗等			1,558百万円	(うち土地)	1,340百万円)	(うち建物)	218百万円)	遊休資産等	3カ所	廃止予定店舗等	4カ所	営業用店舗	1カ所	遊休資産等	383百万円	(うち土地)	365百万円)	(うち建物)	18百万円)	廃止予定店舗等			1,648百万円	(うち土地)	1,610百万円)	(うち建物)	37百万円)	営業用店舗	3百万円	(建物)	3百万円)
遊休資産等	1カ所																																																																																																			
廃止予定店舗	17カ所																																																																																																			
遊休資産等	180百万円																																																																																																			
(うち土地)	170百万円)																																																																																																			
(うち建物)	10百万円)																																																																																																			
廃止予定店舗																																																																																																				
	1,558百万円																																																																																																			
(うち土地)	1,340百万円)																																																																																																			
(うち建物)	218百万円)																																																																																																			
遊休資産等	1カ所																																																																																																			
廃止予定店舗	3カ所																																																																																																			
営業用店舗	1カ所																																																																																																			
遊休資産等	80百万円																																																																																																			
(うち土地)	67百万円)																																																																																																			
(うち建物)	12百万円)																																																																																																			
廃止予定店舗																																																																																																				
	1,545百万円																																																																																																			
(うち土地)	1,525百万円)																																																																																																			
(うち建物)	20百万円)																																																																																																			
営業用店舗	3百万円																																																																																																			
(建物)	3百万円)																																																																																																			
遊休資産	1カ所																																																																																																			
営業用店舗	1カ所																																																																																																			
遊休資産	7百万円																																																																																																			
(うち土地)	4百万円)																																																																																																			
(うち建物)	2百万円)																																																																																																			
営業用店舗	170百万円																																																																																																			
(土地)	170百万円)																																																																																																			
遊休資産等	2カ所																																																																																																			
廃止予定店舗等	17カ所																																																																																																			
遊休資産等	184百万円																																																																																																			
(うち土地)	173百万円)																																																																																																			
(うち建物)	10百万円)																																																																																																			
廃止予定店舗等																																																																																																				
	1,558百万円																																																																																																			
(うち土地)	1,340百万円)																																																																																																			
(うち建物)	218百万円)																																																																																																			
遊休資産等	3カ所																																																																																																			
廃止予定店舗等	4カ所																																																																																																			
営業用店舗	1カ所																																																																																																			
遊休資産等	383百万円																																																																																																			
(うち土地)	365百万円)																																																																																																			
(うち建物)	18百万円)																																																																																																			
廃止予定店舗等																																																																																																				
	1,648百万円																																																																																																			
(うち土地)	1,610百万円)																																																																																																			
(うち建物)	37百万円)																																																																																																			
営業用店舗	3百万円																																																																																																			
(建物)	3百万円)																																																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,369百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産等 店舗・社宅跡地等</p> <p>②廃止予定店舗 廃止が機関決定された店舗等</p> <p>③営業用店舗 営業の用に供する資産</p> <p>(ロ)グルーピング方法</p> <p>①遊休資産等 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②廃止予定店舗 廃止後の用途に応じてグルーピング</p> <p>③営業用店舗 原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、その算定は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用店舗 営業の用に供する資産</p> <p>③のれん 連結子会社のれん</p> <p>(ロ)グルーピング方法</p> <p>①遊休資産等 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用店舗 原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)</p> <p>③のれん 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。</p>	<p>(ハ) その他</p> <p>① 主な用途 のれん</p> <p>② 種類 連結子会社のれん</p> <p>③ 減損損失額 1,962百万円 上記の資産のうち、有形固定資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,779百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連結子会社の自己株式取得に伴い発生したものを、回収可能性を考慮し、のれん全額を減損損失(1,962百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ) 資産のグループの概要</p> <p>① 遊休資産等 店舗・社宅跡地等</p> <p>② 廃止予定店舗等 廃止が機関決定された店舗等</p> <p>③ 営業用店舗 営業の用に供する資産</p> <p>④ のれん 連結子会社のれん</p> <p>(ロ) グルーピング方法</p> <p>① 遊休資産等 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>② 廃止予定店舗等 廃止後の用途に応じてグルーピング</p> <p>③ 営業用店舗 原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)</p> <p>④ のれん 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	707,498	89,234	—	796,732	(注) 1
第一回優先株式	70,000	—	35,000	35,000	(注) 2
合計	777,498	89,234	35,000	831,732	
自己株式					
普通株式	873	109	9	973	(注) 3、4
第一回優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 3、4
合計	873	35,109	35,009	973	

- (注) 1 発行済株式総数の増加は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による普通株式の増加89,234千株であります。
- 2 発行済株式総数の減少は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。
- 3 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加109千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。
- 4 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少9千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	普通株式	90,479,523	—	90,479,523	—	—
	合計		90,479,523	—	90,479,523	—	—

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
- 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、権利行使及び償還によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,826	4.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
	第一回優先株式	840	12.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
第一回優先株式	35,000	—	—	35,000	
合計	831,732	—	—	831,732	
自己株式					
普通株式	1,085	124	15	1,194	(注)
合計	1,085	124	15	1,194	

(注) 自己株式の普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,182	4.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一回優先株式	420	12.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	707,498	89,234	—	796,732	(注) 1
第一回優先株式	70,000	—	35,000	35,000	(注) 2
合計	777,498	89,234	35,000	831,732	
自己株式					
普通株式	873	227	15	1,085	(注) 3, 4
第一回優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 3, 4
合計	873	35,227	35,015	1,085	

- (注) 1 発行済株式総数の増加は、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による普通株式の増加89,234千株であります。
- 2 発行済株式総数の減少は、会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。
- 3 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加227千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。
- 4 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少15千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当行	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	普通株式	90,479,523	—	90,479,523	—	—	
合計			90,479,523	—	90,479,523	—	—	

- (注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。
- 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、権利行使及び償還によるものであります。

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,826	4.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
	第一回優先株式	840	12.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,182	利益剰余金	4.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
	第一回優先株式	420	利益剰余金	12.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 318,409	現金預け金勘定 304,415	現金預け金勘定 288,195
普通預け金 △12,869	普通預け金 △2,234	普通預け金 △1,291
定期預け金 △48,100	定期預け金 △44,058	通知預け金 △1,500
郵便貯金 △1,174	郵便貯金 △3,581	定期預け金 △48,110
その他の預け金 △147	その他の預け金 △330	郵便貯金 △1,202
現金及び現金同等物 256,116	現金及び現金同等物 254,209	その他の預け金 △1,460
		現金及び現金同等物 234,630

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>8,032百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,059百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>5,710百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,735百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,321百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,324百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>1,012百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,311百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,324百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産等の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 709百万円 減価償却費相当額 709百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	動産	8,032百万円	その他	26百万円	合計	8,059百万円	動産	5,710百万円	その他	24百万円	合計	5,735百万円	動産	2,321百万円	その他	2百万円	合計	2,324百万円	1年内	1,012百万円	1年超	1,311百万円	合計	2,324百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,894百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,894百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,244百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,244百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>649百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>649百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>251百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>397百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>649百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 191百万円 減価償却費相当額 191百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) 同 左</p>	動産	1,894百万円	その他	1百万円	合計	1,894百万円	動産	1,244百万円	その他	1百万円	合計	1,244百万円	動産	649百万円	その他	1百万円	合計	649百万円	1年内	251百万円	1年超	397百万円	合計	649百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,090百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,090百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,276百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,276百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>814百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>814百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>369百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>444百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>814百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,005百万円 減価償却費相当額 1,005百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) 同 左</p>	動産	2,090百万円	その他	1百万円	合計	2,090百万円	動産	1,276百万円	その他	1百万円	合計	1,276百万円	動産	814百万円	その他	1百万円	合計	814百万円	1年内	369百万円	1年超	444百万円	合計	814百万円
動産	8,032百万円																																																																									
その他	26百万円																																																																									
合計	8,059百万円																																																																									
動産	5,710百万円																																																																									
その他	24百万円																																																																									
合計	5,735百万円																																																																									
動産	2,321百万円																																																																									
その他	2百万円																																																																									
合計	2,324百万円																																																																									
1年内	1,012百万円																																																																									
1年超	1,311百万円																																																																									
合計	2,324百万円																																																																									
動産	1,894百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	1,894百万円																																																																									
動産	1,244百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	1,244百万円																																																																									
動産	649百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	649百万円																																																																									
1年内	251百万円																																																																									
1年超	397百万円																																																																									
合計	649百万円																																																																									
動産	2,090百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	2,090百万円																																																																									
動産	1,276百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	1,276百万円																																																																									
動産	814百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	814百万円																																																																									
1年内	369百万円																																																																									
1年超	444百万円																																																																									
合計	814百万円																																																																									

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。なお、前連結会計年度末については連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	10,000	9,915	△85
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	31,000	30,595	△404
外国債券	31,000	30,595	△404
その他	—	—	—
合計	41,000	40,510	△489

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	98,825	138,171	39,345
債券	980,576	965,988	△14,588
国債	612,701	602,208	△10,493
地方債	48,370	47,344	△1,025
短期社債	—	—	—
社債	319,504	316,435	△3,069
その他	280,457	281,971	1,517
外国債券	214,216	212,371	△1,841
その他	66,240	69,600	3,359
合計	1,359,859	1,386,131	26,275

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,670
非公募事業債	28,328
その他	3,755

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	10,000	10,011	10
地方債	3,090	3,111	21
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	28,000	27,961	△38
外国債券	28,000	27,961	△38
その他	—	—	—
合計	41,090	41,084	△6

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	97,771	132,788	35,016
債券	1,037,185	1,024,411	△12,773
国債	553,428	543,421	△10,007
地方債	70,070	69,761	△309
短期社債	—	—	—
社債	413,685	411,228	△2,456
その他	277,652	280,390	2,741
外国債券	209,615	207,758	△1,853
その他	68,036	72,631	4,594
合計	1,412,609	1,437,590	24,984

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,467
非公募事業債	24,795
その他	1,674

[前へ](#) [次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,252	△0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	10,000	9,954	△46	—	46
地方債	3,091	3,113	21	21	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	28,000	27,648	△351	3	354
外国債券	28,000	27,648	△351	3	354
その他	—	—	—	—	—
合計	41,092	40,716	△375	25	401

(注) 1 時価は当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	98,983	147,113	48,130	49,414	1,283
債券	1,020,495	1,006,661	△13,834	656	14,490
国債	572,300	561,350	△10,950	52	11,002
地方債	62,067	61,627	△439	75	515
短期社債	—	—	—	—	—
社債	386,127	383,683	△2,443	528	2,972
その他	264,979	272,025	7,049	9,704	2,654
外国債券	196,385	195,266	△1,115	695	1,810
その他	68,594	76,758	8,164	9,008	843
合計	1,384,458	1,425,800	41,345	59,774	18,428

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額(損)3百万円は含まれておりません。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	163,316	4,705	1,979

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,096
非公募事業債	26,555
その他	3,266

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額
(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	159,911	488,790	269,659	126,466
国債	54,353	290,361	107,363	119,271
地方債	17,116	28,434	19,168	—
短期社債	—	—	—	—
社債	88,441	169,994	143,127	7,194
その他	10,005	96,372	101,844	54,602
外国債券	8,445	82,651	86,308	36,805
その他	1,560	13,721	15,535	17,796
合計	169,917	585,163	371,503	181,069

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	1,001	1,001	—

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,725	9

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	26,275
その他有価証券	26,275
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	10,038
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	16,237
(△)少数株主持分相当額	31
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	16,206

II 当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	24,984
その他有価証券	24,984
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	8,637
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	16,346
(△)少数株主持分相当額	△160
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	16,508

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	41,345
その他有価証券	41,345
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	15,419
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	25,926
(△)少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	25,926

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	129,455	206	206
	為替予約	2,733	5	5
	通貨オプション	3,208	—	19
	その他	—	—	—
	合計	—	211	230

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	176,147	312	312
	為替予約	3,968	13	13
	通貨オプション	50,329	—	266
	その他	—	—	—
	合計	—	326	593

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っている期中取引実績または残高のあるデリバティブ取引は以下のとおりであります。

金利関連：金利スワップ取引

通貨関連：先物為替取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引

債券関連：債券先物取引、債券オプション取引

株式関連：株価指数先物取引、株価指数先物オプション取引

なお、デリバティブ取引は当行以外では連結子会社のうち1社で一部の負債について金利スワップ取引を行っております。

(2) 取組方針

当行では、デリバティブ取引を主として保有資産・負債に係るリスクマネジメント手段として活用するとともに、一方では、トレーディング業務での収益獲得のために活用することとしております。

(3) 利用目的

利用目的としては、オン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引、及びトレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とした取引であります。

又、当行はデリバティブ取引にヘッジ会計を適用しておりますが、その内容としましては以下のとおりであります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象

主として、金利スワップによる固定金利貸出、社債や満期繰上特約付定期預金(コーラブル預金)等の金利変動リスクに対するヘッジ及び先物為替・通貨オプション取引等による外貨建金融資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであります。

② ヘッジ方針

ヘッジ会計の適用にあたっては、「ヘッジ会計に関する運営ルール」に基づき、繰延ヘッジを採用し、主に金利変動リスク、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

③ ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ対象の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にヘッジ有効性を評価しております。又、包括ヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、取組時点でヘッジが有効であることを確認することにより、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係る各種リスクの内容

① 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少するリスクであります。

② 信用リスク

信用リスクとは、取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被るリスクであります。

③ 特殊な取引のリスク

当行は、特殊な取引のリスクを有するデリバティブ取引はありません。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当行でのデリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。

当該ルールではデリバティブ取引の利用範囲、権限、責任、手続、限度枠、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等経営陣に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項に記載しております「契約額等」は、デリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体はそのままデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	137,553	131,252	233	233
	為替予約				
	売建	1,202	354	△38	△38
	買建	1,283	354	45	45
	通貨オプション				
	売建	8,432	6,845	△223	477
	買建	8,432	6,845	223	△396
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	240	320

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	相殺消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	86,150	4,496	90,646	—	90,646
(2) セグメント間の 内部経常収益	330	5,682	6,012	(6,012)	—
計	86,481	10,178	96,659	(6,012)	90,646
経常費用	62,709	8,663	71,372	(5,937)	65,434
経常利益	23,772	1,515	25,287	(75)	25,212

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード、情報システムサービス等

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「債権管理・再生支援業務」の事業区分につきましては、当中間連結会計期間より「債権管理・再生支援業務」はいずれの項目もセグメントの10%未満となったため、当中間連結会計期間より「その他の業務」に含めて計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当中間連結会計期間の「その他の業務」の経常収益は1億91百万円及び経常費用は6億35百万円それぞれ増加し、経常利益は4億44百万円減少しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	88,355	4,157	92,513	—	92,513
(2) セグメント間の 内部経常収益	330	4,849	5,180	(5,180)	—
計	88,686	9,007	97,694	(5,180)	92,513
経常費用	73,344	7,533	80,878	(7,495)	73,382
経常利益	15,342	1,473	16,815	2,315	19,131

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード等

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	169,006	10,784	179,790	—	179,790
(2) セグメント間の 内部経常収益	2,331	9,000	11,331	(11,331)	—
計	171,337	19,784	191,122	(11,331)	179,790
経常費用	128,165	17,077	145,243	(12,273)	132,969
経常利益	43,171	2,707	45,879	941	46,820

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業区分の主な事業内容

(1) 銀行業務……………銀行業

(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、クレジットカード、情報システムサービス等

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「債権管理・再生支援業務」の事業区分につきましては、当連結会計年度より「債権管理・再生支援業務」はいずれの項目もセグメントの10%未満となったため、当連結会計年度より「その他の業務」に含め記載しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、当連結会計年度の「その他の業務」の経常収益は3億65百万円及び経常費用は8億9百万円それぞれ増加し、経常利益は4億44百万円減少しております。また、資産は398億20百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	295.26	312.91	320.14
1株当たり中間(当期) 純利益	円	18.99	8.58	31.81
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	16.53	7.91	29.30

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日	前連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額 (百万円)	309,760	309,704	320,738
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	74,797	60,766	66,017
うち少数株主持分	39,797	25,766	30,597
うち第一回優先株式の発行価額	35,000	35,000	35,000
うち第一回優先株式の優先配当額	—	—	420
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(百万円)	234,963	248,937	254,721
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の株(千株)	795,759	795,538	795,646

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益	百万円	14,632	6,831	25,330
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	420
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	—	—	420
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	14,632	6,831	24,910
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	770,344	795,591	782,987
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	420
うち優先配当額	百万円	—	—	420
普通株式増加数	千株	114,549	67,829	81,311
うち第一回優先株式	千株	88,889	67,829	68,353
うち第2回無担保転換 社債型新株予約権付社債	千株	25,659	—	12,958

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	290,166	4.42	270,701	4.08	266,962	4.04
コールローン		5,111	0.08	6,078	0.09	4,250	0.06
買入金銭債権		18,466	0.28	16,724	0.25	20,050	0.30
特定取引資産		1,198	0.02	1,129	0.02	1,252	0.02
金銭の信託		15,624	0.24	17,070	0.26	19,725	0.30
有価証券	※1, 7, 14	1,478,988	22.55	1,527,841	23.06	1,517,802	22.95
貸出金	※2, 3, 4, 5, 6, 8, 15	4,480,743	68.31	4,556,969	68.76	4,551,029	68.81
外国為替	※6	1,566	0.03	1,521	0.02	1,292	0.02
その他資産	※7	32,226	0.49	37,567	0.57	34,275	0.52
有形固定資産	※9, 10, 13	118,286	1.80	118,038	1.78	117,106	1.77
無形固定資産		3,303	0.05	3,062	0.05	3,325	0.05
繰延税金資産		75,969	1.16	59,112	0.89	60,552	0.91
支払承諾見返	※14	111,095	1.69	77,727	1.17	81,494	1.23
貸倒引当金		△60,164	△0.92	△51,362	△0.77	△51,889	△0.78
投資損失引当金		△13,058	△0.20	△15,256	△0.23	△12,915	△0.20
資産の部合計		6,559,522	100.00	6,626,925	100.00	6,614,316	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	5,628,216	85.80	5,770,299	87.07	5,699,101	86.16
譲渡性預金		105,240	1.61	161,975	2.44	106,873	1.62
コールマネー		59,191	0.90	28,111	0.42	34,391	0.52
債券貸借取引受入担保金	※7	168,038	2.56	115,681	1.75	185,367	2.80
借入金	※7,11	101,844	1.55	46,040	0.70	80,292	1.22
外国為替		86	0.00	172	0.00	87	0.00
社債	※12	57,000	0.87	82,000	1.24	82,000	1.24
信託勘定借		6	0.00	4	0.00	5	0.00
その他負債		25,783	0.40	24,420	0.37	21,364	0.32
退職給付引当金		13,199	0.20	11,733	0.18	12,329	0.19
役員退職慰労引当金		—	—	655	0.01	811	0.01
時効預金払戻損失引当金		—	—	635	0.01	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※13	23,306	0.36	22,528	0.34	22,679	0.34
支払承諾	※14	111,095	1.69	77,727	1.17	81,494	1.23
負債の部合計		6,293,008	95.94	6,341,988	95.70	6,326,796	95.65
(純資産の部)							
資本金		85,745	1.31	85,745	1.30	85,745	1.30
資本剰余金		85,684	1.30	85,684	1.29	85,684	1.29
資本準備金		85,684		85,684		85,684	
利益剰余金		51,036	0.78	70,272	1.06	63,362	0.96
利益準備金		6		61		6	
その他利益剰余金		51,030		70,210		63,356	
圧縮積立金		4		4		4	
別途積立金		43,255		59,693		43,255	
繰越利益剰余金		7,770		10,513		20,096	
自己株式		△479	△0.01	△587	△0.01	△540	△0.01
株主資本合計		221,985	3.38	241,114	3.64	234,250	3.54
その他有価証券評価差額金		14,678	0.22	15,034	0.23	24,293	0.37
繰延ヘッジ損益		△94	△0.00	△8	△0.00	△43	△0.00
土地再評価差額金	※13	29,944	0.46	28,796	0.43	29,018	0.44
評価・換算差額等合計		44,527	0.68	43,822	0.66	53,268	0.81
純資産の部合計		266,513	4.06	284,937	4.30	287,519	4.35
負債及び純資産の部合計		6,559,522	100.00	6,626,925	100.00	6,614,316	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		82,821	100.00	84,888	100.00	163,728	100.00
資金運用収益		64,449		66,463		129,092	
(うち貸出金利息)		(52,497)		(54,458)		(105,707)	
(うち有価証券利息配当金)		(11,519)		(11,471)		(22,477)	
信託報酬		5		5		10	
役務取引等収益		13,759		13,400		27,742	
特定取引収益		115		91		214	
その他業務収益		556		1,784		1,496	
その他経常収益		3,934		3,143		5,171	
経常費用		59,411	71.73	66,401	78.22	120,593	73.65
資金調達費用		7,061		12,971		17,033	
(うち預金利息)		(1,994)		(7,600)		(6,584)	
役務取引等費用		6,120		5,791		11,907	
その他業務費用		100		1,232		2,017	
営業経費	※1	38,560		37,145		75,829	
その他経常費用	※2	7,567		9,261		13,805	
経常利益		23,409	28.27	18,486	21.78	43,134	26.35
特別利益	※3	788	0.95	1,022	1.20	4,158	2.54
特別損失	※4,5	3,796	4.59	1,271	1.50	6,113	3.74
税引前中間(当期)純利益		20,401	24.63	18,237	21.48	41,179	25.15
法人税、住民税及び事業税		50	0.06	49	0.06	83	0.05
法人税等調整額		8,873	10.71	7,895	9.30	18,218	11.13
中間(当期)純利益		11,477	13.86	10,292	12.12	22,877	13.97

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	63,517	63,511	35,605	99,116	—	3	18,338	28,590	46,932	△425	209,142	
中間会計期間中の変動額												
新株予約権付社債の転換	22,227	22,172		22,172							44,400	
剰余金の配当金(注)								△3,666	△3,666		△3,666	
利益準備金積立(注)					6			△6	—		—	
圧縮積立金積立(注)						1		△1	—		—	
利益処分による圧縮積立金取崩(注)						△0		0	—		—	
圧縮積立金取崩						△0		0	—		—	
別途積立金積立(注)							24,917	△24,917	—		—	
中間純利益								11,477	11,477		11,477	
自己株式の取得										△41,222	△41,222	
自己株式の処分			0	0						4	4	
自己株式の消却			△35,605	△35,605				△5,557	△5,557	41,162	—	
土地再評価差額金の取崩								1,850	1,850		1,850	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)												
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	22,227	22,172	△35,605	△13,432	6	0	24,917	△20,820	4,103	△54	12,843	
平成18年9月30日残高(百万円)	85,745	85,684	—	85,684	6	4	43,255	7,770	51,036	△479	221,985	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	20,892	—	31,794	52,687	261,829
中間会計期間中の変動額					
新株予約権付社債の転換					44,400
剰余金の配当金(注)					△3,666
利益準備金積立(注)					—
圧縮積立金積立(注)					—
利益処分による圧縮積立金取崩(注)					—
圧縮積立金取崩					—
別途積立金積立(注)					—
中間純利益					11,477
自己株式の取得					△41,222
自己株式の処分					4
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					1,850
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△6,214		△1,850	△8,159	△8,159
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△6,214		△1,850	△8,159	4,684
平成18年9月30日残高(百万円)	14,678		29,944	44,527	266,513

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計			
		資本 準備金	資本剰余金 合計		圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	85,745	85,684	85,684	6	4	43,255	20,096	63,362	△540	234,250	
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当金(注)							△3,602	△3,602		△3,602	
利益準備金積立				55			△55	—		—	
圧縮積立金取崩					△0		0	—		—	
別途積立金積立(注)						16,438	△16,438	—		—	
中間純利益							10,292	10,292		10,292	
自己株式の取得									△54	△54	
自己株式の処分							△1	△1	7	6	
土地再評価差額金の 取崩							221	221		221	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)											
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	—	—	—	55	△0	16,438	△9,582	6,910	△46	6,864	
平成19年9月30日残高 (百万円)	85,745	85,684	85,684	61	4	59,693	10,513	70,272	△587	241,114	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	24,293	△43	29,018	53,268	287,519
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当金(注)					△3,602
利益準備金積立					—
圧縮積立金取崩					—
別途積立金積立(注)					—
中間純利益					10,292
自己株式の取得					△54
自己株式の処分					6
土地再評価差額金の 取崩					221
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額(純額)	△9,258	34	△221	△9,446	△9,446
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△9,258	34	△221	△9,446	△2,581
平成19年9月30日残高 (百万円)	15,034	△8	28,796	43,822	284,937

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	63,517	63,511	35,605	99,116	—	3	18,338	28,590	46,932	△425	209,142	
事業年度中の変動額												
新株予約権付社債の転換	22,227	22,172		22,172							44,400	
剰余金の配当(注)								△3,666	△3,666		△3,666	
利益準備金積立(注)					6			△6	—		—	
圧縮積立金積立(注)						1		△1	—		—	
利益処分による圧縮積立金取崩(注)						△0		0	—		—	
圧縮積立金取崩						△0		0	—		—	
別途積立金積立(注)							24,917	△24,917	—		—	
当期純利益								22,877	22,877		22,877	
自己株式の取得										△41,285	△41,285	
自己株式の処分			0	0						7	7	
自己株式の消却			△35,605	△35,605				△5,557	△5,557	41,162	—	
土地再評価差額金の取崩								2,775	2,775		2,775	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計(百万円)	22,227	22,172	△35,605	△13,432	6	0	24,917	△8,494	16,429	△115	25,108	
平成19年3月31日残高(百万円)	85,745	85,684	—	85,684	6	4	43,255	20,096	63,362	△540	234,250	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	20,892	—	31,794	52,687	261,829
事業年度中の変動額					
新株予約権付社債の転換					44,400
剰余金の配当(注)					△3,666
利益準備金積立(注)					—
圧縮積立金積立(注)					—
利益処分による圧縮積立金取崩(注)					—
圧縮積立金取崩					—
別途積立金積立(注)					—
当期純利益					22,877
自己株式の取得					△41,285
自己株式の処分					7
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					2,775
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,400	△43	△2,775	580	580
事業年度中の変動額合計(百万円)	3,400	△43	△2,775	580	25,689
平成19年3月31日残高(百万円)	24,293	△43	29,018	53,268	287,519

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同 左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 同 左	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～60年 動産：2年～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況に	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況に	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況に

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>ないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>ないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は54,032百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,463百万円であります。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,791百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同 左</p>
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
		<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金支払に備えるため、内規に基づき算定された当事業年度末要支給額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、前事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>前中間会計期間において同じ基準によった場合、経常利益は63百万円、税引前中間純利益は743百万円それぞれ減少いたします。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)(以下、本報告)の公表を契機として、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。</p> <p>この変更により、当事業年度発生額130百万円は営業経費へ、過年度分相当額680百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は130百万円、税引前当期純利益は811百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、当該会計処理の変更が当下半期に行われたのは、本報告が当下半期より検討され公表されたことによります。</p> <p>従って、当中間会計期間は従来の方法によっておりましたが、当中間会計期間においても同じ基準によった場合、当中間会計期間の経常利益は63百万円、税引前中間純利益は743百万円それぞれ減少いたします。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(5) 時効預金払戻損失引当金</p> <p>時効預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、利益計上した時効預金については、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)(以下、本報告)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から本報告を適用し、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を時効預金払戻損失引当金として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益は3百万円増加し、税引前中間純利益は635百万円減少しております。</p>	
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、外貨建子会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)内部取引等 同 左	(ハ)内部取引等 同 左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は266,608百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は287,562百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 55,494百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,170百万円、延滞債権額は136,223百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は322百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は85,522百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は230,239百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 56,774百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,291百万円、延滞債権額は113,779百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は67,376百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は190,463百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 55,774百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,535百万円、延滞債権額は113,192百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は42百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は75,991百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は197,762百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、69,593百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 96百万円 有価証券 407,504百万円 担保資産に対応する債務 預金 9,081百万円 債券貸借取引受入担保金 168,038百万円 なお、有価証券のうち97,309百万円はコールマネーの担保に供しておりますが、中間期末現在における当該担保資産に対応する債務はありません。 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券138,856百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は4,146百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,372,506百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,360,605百万円であります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、60,097百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 56百万円 有価証券 277,669百万円 担保資産に対応する債務 預金 12,707百万円 債券貸借取引受入担保金 115,681百万円 借入金 4,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券129,352百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他資産のうち保証金は3,625百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,458,437百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,443,802百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、71,782百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 預け金 108百万円 有価証券 331,072百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,539百万円 債券貸借取引受入担保金 185,367百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券118,112百万円を差し入れております。 子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。 また、その他の資産のうち保証金は3,900百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,417,231百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,407,233百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>70,773百万円</p>	<p>68,633百万円</p>	<p>69,787百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額</p>
<p>8,419百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>8,195百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>8,207百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,300百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金41,500百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,300百万円が含まれております。</p>
<p>※12 社債は、劣後特約付社債57,000百万円であります。</p>	<p>※12 社債は、劣後特約付社債82,000百万円であります。</p>	<p>※12 社債は、劣後特約付社債82,000百万円であります。</p>
<p>※13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日</p>	<p>再評価を行った年月日</p>	<p>再評価を行った年月日</p>
<p>平成10年3月31日</p>	<p>平成10年3月31日</p>	<p>平成10年3月31日</p>
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法(昭和44年公布法律第49号)及び同条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>
		<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 33,308百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は19,512百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ21,904百万円減少します。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は21,026百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ21,026百万円減少しております。</p>
<p>※15 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円</p>		

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,814百万円 その他 538百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,873百万円、貸倒引当金繰入額1,461百万円及び株式等償却1,320百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 特別損失には、減損損失3,356百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)福岡県内</p> <p>①主な用途</p> <p>遊休資産等 1カ所 廃止予定店舗 16カ所</p> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <p>遊休資産等 180百万円 (うち土地 170百万円) (うち建物 10百万円) 廃止予定店舗 1,550百万円 (うち土地 1,340百万円) (うち建物 209百万円)</p> <p>(ロ)福岡県外</p> <p>①主な用途</p> <p>遊休資産等 1カ所 廃止予定店舗 3カ所</p> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <p>遊休資産等 80百万円 (うち土地 67百万円) (うち建物 12百万円) 廃止予定店舗 1,545百万円 (うち土地 1,525百万円) (うち建物 20百万円)</p> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,356百万円)として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,786百万円 無形固定資産 534百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,832百万円、貸倒引当金繰入額1,960百万円、投資損失引当金繰入額2,349百万円及び株式等償却1,209百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4 特別損失には、時効預金払戻損失引当金の計上に伴う過年度負担額639百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 3,773百万円 無形固定資産 956百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却9,595百万円及び株式等償却1,525百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、償却債権取立益2,060百万円及び貸倒引当金戻入益1,766百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、減損損失3,767百万円及び役員退職慰労引当金の計上に伴う過年度負担額680百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)福岡県内</p> <p>①主な用途</p> <p>遊休資産等 2カ所 廃止予定店舗等 16カ所</p> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <p>遊休資産等 184百万円 (うち土地 173百万円) (うち建物 10百万円) 廃止予定店舗等 1,550百万円 (うち土地 1,340百万円) (うち建物 209百万円)</p> <p>(ロ)福岡県外</p> <p>①主な用途</p> <p>遊休資産等 3カ所 廃止予定店舗等 4カ所</p> <p>②種類</p> <p>土地建物</p> <p>③減損損失額</p> <p>遊休資産等 383百万円 (うち土地 365百万円) (うち建物 18百万円) 廃止予定店舗等 1,648百万円 (うち土地 1,610百万円) (うち建物 37百万円)</p> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,767百万円)として特別損失に計上しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産等 店舗・社宅跡地等</p> <p>②廃止予定店舗 廃止が機関決定された店舗等</p> <p>(ロ)グルーピング方法</p> <p>①遊休資産等 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②廃止予定店舗 廃止後の用途に応じてグルーピング</p> <p>(回収可能価額) 当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、その算定は、主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。</p>		<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産のグループの概要</p> <p>①遊休資産等 店舗・社宅跡地等</p> <p>②廃止予定店舗等 廃止が機関決定された店舗等</p> <p>(ロ)グルーピング方法</p> <p>①遊休資産等 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②廃止予定店舗等 廃止後の用途に応じてグルーピング</p> <p>(回収可能価額) 当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、その算定は、主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	873	109	9	973	(注) 1, 2
第一回優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 1, 2
合計	873	35,109	35,009	973	

(注) 1 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加109千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。

2 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少9千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,085	124	15	1,194	(注)
合計	1,085	124	15	1,194	

(注) 普通株式の増加124千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少15千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	873	227	15	1,085	(注) 1, 2
第一回優先株式	—	35,000	35,000	—	(注) 1, 2
合計	873	35,227	35,015	1,085	

(注) 1 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる普通株式の増加227千株及び平成18年6月29日定時株主総会決議に基づく取得による第一回優先株式の増加35,000千株であります。

2 自己株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による普通株式の減少15千株及び会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却による第一回優先株式の減少35,000千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>6,690百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,717百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>4,906百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,931百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>1,783百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,786百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産等の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>822百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>963百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,786百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産等の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 603百万円 減価償却費相当額 603百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	動産	6,690百万円	その他	26百万円	合計	6,717百万円	動産	4,906百万円	その他	24百万円	合計	4,931百万円	動産	1,783百万円	その他	2百万円	合計	1,786百万円	1年内	822百万円	1年超	963百万円	合計	1,786百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,224百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,224百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>757百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>757百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>467百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>467百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産等の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>139百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>328百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>467百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産等の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 122百万円 減価償却費相当額 122百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) 同 左</p>	動産	1,224百万円	その他	1百万円	合計	1,224百万円	動産	757百万円	その他	1百万円	合計	757百万円	動産	467百万円	その他	1百万円	合計	467百万円	1年内	139百万円	1年超	328百万円	合計	467百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,283百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,283百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>709百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>709百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>574百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>574百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>239百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>334百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>574百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 810百万円 減価償却費相当額 810百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>(減損損失について) 同 左</p>	動産	1,283百万円	その他	1百万円	合計	1,283百万円	動産	709百万円	その他	1百万円	合計	709百万円	動産	574百万円	その他	1百万円	合計	574百万円	1年内	239百万円	1年超	334百万円	合計	574百万円
動産	6,690百万円																																																																									
その他	26百万円																																																																									
合計	6,717百万円																																																																									
動産	4,906百万円																																																																									
その他	24百万円																																																																									
合計	4,931百万円																																																																									
動産	1,783百万円																																																																									
その他	2百万円																																																																									
合計	1,786百万円																																																																									
1年内	822百万円																																																																									
1年超	963百万円																																																																									
合計	1,786百万円																																																																									
動産	1,224百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	1,224百万円																																																																									
動産	757百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	757百万円																																																																									
動産	467百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	467百万円																																																																									
1年内	139百万円																																																																									
1年超	328百万円																																																																									
合計	467百万円																																																																									
動産	1,283百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	1,283百万円																																																																									
動産	709百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	709百万円																																																																									
動産	574百万円																																																																									
その他	1百万円																																																																									
合計	574百万円																																																																									
1年内	239百万円																																																																									
1年超	334百万円																																																																									
合計	574百万円																																																																									

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

[前へ](#)

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
動産不動産	1,539	91.12	—	—
有形固定資産	—	—	1,539	90.73
銀行勘定貸	6	0.37	4	0.28
現金預け金	143	8.51	152	8.99
合計	1,689	100.00	1,696	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
包括信託	1,689	100.00	1,696	100.00
合計	1,689	100.00	1,696	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末 一百万円、当中間会計期間末 一百万円
2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-------------------------|---|---|---------------------|---------------------------|
| (1) 臨時報告書 | | | | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| | 証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨
時報告書 | | | |
| (2) 訂正発行登録書 | | | | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度 | 自 | 平成18年4月1日
(第97期) | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| | | 至 | 平成19年3月31日 | |
| (4) 訂正発行登録書 | | | | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | | | | 平成19年7月17日
関東財務局長に提出。 |
| | 証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨
時報告書 | | | |
| (6) 訂正発行登録書 | | | | 平成19年7月17日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書 | | | | 平成19年10月25日
関東財務局長に提出。 |
| | 平成19年6月29日提出の有価証券報告書の訂正報告書 | | | |
| (8) 訂正発行登録書 | | | | 平成19年10月25日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 発行登録書
及びその添付書類 | | | | 平成19年10月30日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 訂正発行登録書 | | | | 平成19年11月2日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	東	能利生	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	屋 泰 生	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	江	島 猛 博	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東 能利生 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 克治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	東	能 利 生	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	古 屋	泰 生	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	江 島	猛 博	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第97期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 東 能 利 生 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 坂 本 克 治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西日本シティ銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第98期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。